

再評価結果（令和3年度事業継続箇所）

担当課：道路局 国道・技術課
担当課長名：前佛 和秀

事業名	一般国道20号 <small>おおつき</small> 大月バイパス		事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
起終点	自： <small>やまなしけんおおつきしこまはし</small> 山梨県大月市駒橋 至： <small>やまなしけんおおつきしおおつきまちはなさき</small> 山梨県大月市大月町花咲			延長	3.2km	
事業概要 国道20号は、東京都中央区から山梨県甲府市を経て長野県塩尻市に至る幹線道路である。 大月バイパスは、大月市内の交通混雑緩和、交通安全の確保などを目的とした、大月市駒橋から同市大月町花咲間までの延長3.2kmの2車線のバイパス事業である。						
S48年度事業化		S50年度都市計画決定 (H12年度変更)		H1年度用地着手		H7年度工事着手
全体事業費	約438億円		事業進捗率 (令和2年3月末時点)	94%		供用済延長 1.7km
計画交通量	11,900～13,900台/日					
費用対効果 分析結果	B/C： (事業全体) 1.1 (残事業) 9.2		総費用： (残事業)/(事業全体) 26/715億円 (事業費：18/700億円 維持管理費：7.5/15億円)	総便益： (残事業)/(事業全体) 237/754億円 (走行時間短縮便益：228/707億円 走行費用減少便益：7.3/45億円 交通事故減少便益：1.7/2.3億円)	基準年： 令和2年	
感度分析の結果 【事業全体】交通量：B/C=0.8～1.3（交通量±10%） 事業費：B/C=1.1～1.1（事業費±10%） 事業期間：B/C=1.01～1.1（事業期間±20%） 【残事業】交通量：B/C=6.1～12.3（交通量±10%） 事業費：B/C=8.6～9.9（事業費±10%） 事業期間：B/C=8.9～9.4（事業期間±20%）						
事業の効果等 ①交通混雑の緩和・交通安全の確保 ・大月バイパスは、平成18年から順次開通しており、これまでに上野原市側の1工区が開通。 ・1工区の開通により、並行する現道交通のバイパスへの転換が見られるものの、依然として大月橋東詰交差点等で交通混雑が残る。 ・残る2工区の整備により、更なる現道交通の転換が図られ、交通混雑の緩和、交通事故の減少が見込まれる。 ②利便性の向上 ・中央自動車道の積雪等による通行止め時には、交通が国道20号に集中し、混雑が発生。 ・また、国道20号現道は、堆雪スペースとなる路肩や歩道の幅員が狭小のため、除雪時には雪が車道に残り、交通に支障。 ・堆雪スペースとなる路肩や歩道等の幅員が十分に確保されている大月バイパスの整備により、除雪時にも円滑な交通が確保されることから、中央自動車道通行止め時のリダンダンシー機能の強化が見込まれる。 ・市内唯一の第二次救急医療施設である大月市立中央病院へのアクセスは国道20号現道を利用することとなるが、現道は2車線で道路幅員も狭いため、朝夕の混雑時は救急車両の通行に支障。 ・大月バイパスの整備により、搬送時間の短縮や現道における代替路の確保等の利便性向上が見込まれる。						
関係する地方公共団体等の意見 ・山梨県知事の見解：一般国道20号大月バイパスは、現道交通の転換により市街地の交通渋滞の緩和や交通事故の減少、歩行者等の安全確保、救急医療施設への搬送時間の短縮等が期待されています。 現在、本バイパスの1工区（1.7km）については部分供用され、一定の効果が得られているが、依然として残区間の大月橋東詰交差点付近を中心に交通渋滞が発生しています。 残る2工区（1.5km）については、中央自動車道大月インターチェンジに直結する区間であり、1工区と併せて本バイパスの事業効果を最大限に発揮できるよう、コスト縮減に配慮しつつ、早期完成をお願いします。						
事業評価監視委員会の意見 事業の継続を承認する。						

事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等

- ・平成18年度に1工区部分供用（大月市大月一丁目～大月市大月二丁目：L=約0.6km）。
- ・平成19年度に1工区一部暫定供用（大月市駒橋～大月市大月一丁目：L=約1.1km）。
- ・平成22年度に完成形開通（大月市駒橋～大月市大月一丁目：L=約1.1km）。

事業の進捗状況、残事業の内容等

- ・大月バイパスの用地取得率は99%（令和2年3月末時点、面積ベース）。
- ・1工区は、平成23年2月までに全線2車線で開通済。
- ・2工区は、改良工事、トンネル工事、JR委託函渠工事を実施中。

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等

- ・令和元年10月に発生した台風19号により残土処分場につながる唯一の林道が寸断し残土搬出量が低下したこと、ならびに切土作業時に地下から巨石が多数出現したことで破碎作業が新たに発生し施工性が低下したことにより、工事が遅延し、事業期間を令和2年度から令和4年へ延伸。
- ・引き続き、工事の促進を図り、早期の全線開通を目指す。

施設の構造や工法の変更等

- ・トンネル掘削方法に変更あり。また、トンネル補助工法とトンネル坑口部の環境対策の追加あり。
- ・技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減に努めながら事業を推進する。

対応方針

事業継続

対応方針決定の理由

以上の事業の効果及び進捗状況、関係する地方公共団体等の意見、事業評価監視委員会による審議を踏まえると、事業の必要性、重要性は高いと考えられる。

事業概要図



※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。

※ 総費用及び総便益の値は、表示桁数の関係で内訳の合計と一致しないことがある。